

公益財団法人 日本検疫衛生協会

令和6年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業に則り、令和5年度に於ける計画

令和6年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命と当協会の定款に則り、以下の事業を実施する。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

イ) 令和2、3、4年のコロナのパンデミックのために、海外への渡航者が減少したため、当協会の収入も激減し、協会自体が存続するかも危ぶまれてきました。令和5年度は180,000,000円の売上があり、何とか事業を継続することが出来ましたが、まだまだ財政的には不安定であり、健全経営をするためには協会の体制を立て直して収入増加に努めなければならない。

ロ) 行政関連の予防接種を継続する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する予定。

イ) パンフレット作成は長年の懸案事項であるのだが、本年度作成に着手が可能であるかは、本年度の業績による。

ロ) 収集した情報の提供に関しては、パンフレット以外の手段で引き続き実施する。

3 国際保健活動への協力

国際保健医療学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

イ) 令和6年度には学会参加費は計上していないが、これも社会情勢と協会の業績によって許せる範囲で実施する。

4 その他協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

イ) 当協会は元々、黄熱ワクチン接種以外は予約制としていなかったが、令和6年度も必要に応じて予約制を継続する。